

令和7年9月24日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）学校教育における理解促進の取組について

条例制定を受け、学校教育の中で、手話言語への理解を進めるためにどのように取り組んでいくのか、教育長に伺う。

（答）

県教育委員会におきましては、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、発達段階に応じて、児童生徒が聴覚障害を含めた障害などについて理解を深める教育活動に取り組むことが重要と考え、手話言語への理解を深めるための取組を進めているところでございます。

具体的な事例といたしましては、小学校では、国語科の「点字と手話」という教材を通して、様々なコミュニケーション手段があることを学んだり、音楽科では、手話を使って歌を表現したりするなどの授業を行っており、今後も、手話を身近に感じてもらうための取組を進めてまいります。

中学校におきましては、社会科の授業におきまして、「手話言語条例」を制定する自治体が増えていることや、手話が日常的に使える社会を目指していることを学んでおり、今後は、「広島県手話言語条例」等を踏まえまして、手話言語への理解を深める取組を進めてまいります。

高等学校におきましては、福祉科の科目の

- ・ 「コミュニケーション技術」におきまして、障害等の特性に応じたコミュニケーションの基本技術に加えまして、手話や点字など多様な方法について学ぶとともに、
- ・ 「介護実習」では、介護施設等において、手話などを活用しており、今後も、福祉実践に資する取組を進めてまいります。

また、本年7月の全国高等学校総合体育大会の総合開会式におきましては、公募により集まった19名の高校生が、昨年3月から月1回のペースの研修で手話を身に付け、3,000人を超える来場者の前で手話通訳を行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、様々な機会を捉えまして、児童生徒が、手話言語への理解はもとより、聴覚障害を含めた障害への理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことができるよう、引き続き、取り組んでまいります。